



「第二種酸素欠乏危険作業に係る業務の 特別教育」開催のご案内

新潟労働基準協会・新発田労働基準協会・新津労働基準協会 合同開催

労働安全衛生法により、危険又は有害な業務に就労させる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を実施しなければならないことが義務付けられております。

酸素欠乏危険場所における作業に係る業務は、これに該当します。

つきましては、労働安全衛生規則第 36 条第 26 号および酸素欠乏症防止規則第 12 条による標記特別教育を、下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

（本教育は新潟労働基準協会、新発田労働基準協会および新津労働基準協会が合同で開催します。）

記

1. 日時・会場

日	時	会 場	定 員
9 月 2 9 日（火）	9 時 ～ 1 7 時	胎内市産業文化会館 胎内市新和町 2 番 5 号 (Tel 0254-43-2330)	2 0 名

当日の受付は、開会 20 分前から行ないます。

2. 講習内容

- (1) 酸素欠乏等の発生の原因
- (2) 酸素欠乏症等の症状
- (3) 空気呼吸器等の使用方法
- (4) 事故の場合の退避および救急処置
- (5) 関係法令、その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項

3. 受講対象者

ずい道、潜函、穀物等倉庫、醸造タンク等、汚水タンク等、し尿・汚水等の処理槽、船倉等
通気不十分なところでの作業従事者

4. 受講料

8, 5 0 0 円 （非会員 1 0, 5 0 0 円 ）
（テキスト代込み、消費税を含む）

5. 申込み方法

- (1) 申込書に記入の上、Fax 又は郵送等で9月16日(水)迄にお申し込みください。
なお、受講料は、銀行振込または事務局に現金持参でお願いいたします。(原則前納でお願いしております。)
- 胎内市新和町2番5号(胎内市産業文化会館内)
○新発田労働基準協会 (Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561)
○銀行送金先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No. 1056361
- (2) 受講者の変更は可能ですが、事前に連絡をお願いいたします。

6. その他

- (1) 全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。なお修了証の発行者名は、本教育主担当の「新発田労働基準協会」となります。
- (2) 携行品は、筆記用具、昼食(外食可)、マスク(不織布)を持参ください。
- (3) 実技(心肺蘇生法、AED取扱)では、動きやすい服装でお願いいたします。また、マスク(感染防止用)の着用をお願いいたします。

以上

----- このまま送信ください -----

(FAX 0254-44-8561)

「第二種酸素欠乏危険作業に係る業務の特別教育」開催のご案内

☐ 協会員 ☐ 非協会員 (該当に✓印を付してください)

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	備考
		昭平 . .	
		昭平 . .	

(該当にレを付してください)

☐ 受講料 名分の 円を添えて申し込みます。(振込予定 月 日)

☐ 事務局に現金持参(来所予定 月 日)

令和 年 月 日

申込み責任者

新発田労働基準協会 行

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施及び修了証の管理以外は使用いたしません。